

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第473回

令和5年2月21日（火）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第473回 議事録

1. 日時

令和5年2月21日（火） 16：15～16：49

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム員

岸野 敬行 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

田尻 知之 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

上出 俊輔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

高梨 光博 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原燃株式会社

決得 恭弘 執行役員 再処理事業部副事業部長（設工認総括、新基準設計）

松本 眞一 執行役員 技術本部副本部長（土木建築）

兼 再処理事業部副事業部長（土木建築）

兼 燃料製造事業部副事業部長（土木建築）

佐藤 友康 再処理事業部 部長（設工認・耐震）

蝦名 哲成 再処理事業部 新基準設計部長

石原 紀之 燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課長（副部長）

兼 再処理事業部副部長（設工認）

佐川 貴人 再処理事業部 副部長

兼 燃料製造事業部 副部長

高橋 康夫 再処理事業部 副部長(設工認)

瀬川 智史 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課長
兼 新基準設計部 重大事故グループメンバー(課長)

富樫 亮仁 技術本部 土木建築部 耐震技術課長
兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 建築課 課長

原田 浩行 再処理事業部 再処理工場 共用施設部 安全ユーティリティ課長

堀口 亮 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループGL(課長)
兼 再処理事業部 再処理工場 化学処理施設部 精製課 課長
兼 再処理事業部 再処理工場 技術部許認可業務課 課長

玉内 義一 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループメンバー(課長)
兼 安全・品質本部 安全推進部 安全推進グループメンバー(課長)
兼 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

千田 裕二 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループメンバー(課長)

篠崎 義徳 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループGL(課長)

藤野 卓 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

田中 聡 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

佐藤 知伸 三菱重工業株式会社 原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹
プロジェクト統括

宇野 晴彦 東電設計株式会社
土木部 耐震技術部 担当職

4. 議題

(1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

資料1 再処理施設 廃棄物管理施設 設工認申請の対応状況について

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻となりましたので、第473回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

本日の審査会合での注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

本日も、これまで数回の会議同様に、本庁に来られている方、あるいは六ヶ所のところからWeb参加の方ということで、対応いただいております。

資料につきましては、説明のときにモニターに映していただくなど工夫していただくほか、発言の際には、氏名と、あと説明する場所といったことを発言の上で対応いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○田中委員 では、よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

本日は、申請対象設備の分類、耐震、竜巻防護の三つに分けて確認したいと思います。

まず初めの、申請対象設備の分類について、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

資料1の2ページを御覧ください。本日の審査会合での説明事項をまとめてございます。

本日は、今御指摘のありました1ポチのところ、申請対象設備の分類ごとの明確化、ここで説明を一旦区切った上で、二つ目のポチ、こちらは耐震と外部衝撃の竜巻について、おのおの説明を区切って御説明してまいります。

3ページを御覧ください。

1月23日の審査会合において、申請対象設備をA～B-4の観点で分類することを説明してございました。本日の審査会合時点で、一部の条文の分類が完了しているという状況でございます。

本来であれば、本日の審査会合において、対象となる条文全ての分類結果というのをお示しすべきでございましたが、申請対象設備をA～B-4の観点で分類する目的といったところが、社内での認識が不十分であったということと、あと、分類に当たっての定義、これも不明確な点を残したまま作業に着手していたといったこともあって、統一的な観点で分

類作業を進めることができておりませんでした。

分類の目的ですけれども、設工認として説明すべき項目と、そこに対応する設備、この関係を明確にすることということの認識を関係者間で共有し、統一的な観点で分類作業を進めるため、この資料の中段に示す、これらの分類の考え方を整理し、全ての条文へ展開し、作業を進めているところでございます。

分類の考え方について、1例紹介いたします。

上から二つのB-1でございますけれども、既設工認で評価項目として実施していたもので、評価条件のみが変わるものというふうに定義してございます。

具体的には、耐震評価が該当します。

耐震評価という評価項目は、従前から存在しておりましたけれども、評価条件である基準地震動に変更があったと整理しまして、基準地震動の変更を踏まえた耐震評価を説明する必要のある既設設備の耐震Sクラス設備、こういったものがB-1に該当することになります。

続いて、三つ目のB-2でございます。

既設工認に対して、要求事項が新たに加わるものというふうに定義してございます。

具体的には、外部衝撃の竜巻の要求事項ですとか、重大事故等対処設備としての要求事項が該当します。

これらの設計要求というのは、従前にはなかった要求となりますので、既設設備のうち、重大事故等対処設備として使用する設備ですとか、竜巻に対しての防護が必要な設備がB-2に該当することになります。

本日は、耐震設計の条文と8条の外部衝撃による損傷の防止のうち、竜巻について分類作業が完了しておりますので、4ページ以降の説明にて、その内容に触れたいと思います。

ここで一旦説明を終わります。

○田中委員 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いします。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

今、説明の中でもありましたが、前回会合で示していただいた時点では、条文間で分類の考え方が異なっていたりであるとか、そういった状況でありましたが、今回、資料で言うんだったら3ページになりますが、再度、分類ごとにどのような説明が必要かということも、視点を整理した上で検討して、今回整理されたものが、特に具体例で言うと5ペ

ージ以降に並べて整理されているものと認識いたしました。

また、分類に当たっての考え方に関しては、今後の説明ポイントごとに申請対象設備を明確にするなど、各条文の担当者がしっかりと認識を合わせた上で、共通の考え方に基づきながら整理されていくということで説明があったのかというふうに認識しております。

他方で、原燃に、こういった形の整理というのは、今まで過去の審査会合を含めているあったところではありますが、共通のルールをつくった上で、それがしっかりと履行されているかどうかというのは、会合においてもしっかりと履行されなかった点を度々指摘することが、第1回申請のときにもあったかと考えております。

今後、しっかりとした内容が示されるかどうかというところに関しては、しっかりとこちらのほうでも確認していきたいと思っておりますが、原燃のほうにおかれましても、担当者間において、しっかりとした共通認識を持ちながら作業をしていただくとともに、管理される方においては、その状況等を確認しながら説明がされるものと認識していますが、その点はよろしいでしょうか。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

今、瀬川が説明したとおりの状況でございましたが、指示をした者が、その指示どおりできているかどうかチェックをちゃんとしっかりとする、また、状況を適宜確認して、方向性がずれていないかどうかをしっかりと確認していくということを、今後も継続してやっていきたいと思えます。

以上です。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。

今回は耐震とか竜巻の条文だけですが、次回会合においては、その他の条文を含めて状況を確認できるものと認識しましたので、作業のほど、よろしく願いいたします。

自分からは以上です。

○田中委員 あとは、ありますか。よろしいですか。

申請対象設備の分類については、分類の考え方等について、ようやく整理がついてきたかと思えます。日本原燃においては、本日の指摘等を踏まえて、引き続き必要な対応をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

では、続きまして、耐震関係について、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

では、資料1の4ページを御覧ください。

こちらから、耐震設計の条文の進捗状況について、こちらに示す二つの観点の状況を御説明いたします。

5ページを御覧ください。

一つ目の申請対象設備の分類について、この資料を用いて御説明いたします。

五条、六条の設計基準の観点での耐震重要度分類ごとに分類した結果というのを、こちらの表の中段の青枠の中に示してございます。また、その詳細を別添1に示してございます。先ほど3ページで説明した申請対象設備の分類の考え方に従い分類しますと、設計基準の観点では、従来の耐震評価の評価条件である基準地震動が変更になったということで、既設の耐震Sクラスの設備、こういったものがB-1に整理されることとなります。

一方で、耐震Bクラス、Cクラスの設備、こちらは波及的影響とか、そういった観点を考慮しない、純粋なB、Cクラスの設備ですけれども、こういった設備は、基準地震動の変更の影響がなく、耐震評価に変更がないことから、B-4という形で整理しました。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは三十二条、三十三条の重大事故の観点で分類した結果を中段の表の青枠の中に、また、その詳細を別添2に示してございます。

こちらの6ページの内容は、重大事故等対処設備としての耐震設計という観点になりまして、従前にはなかった要求事項となりますので、B-2に設備を整理してございます。

後ほど、次の7ページからになりますけれども、次のページからは、この表の真ん中ほど、緑枠で囲っている部分になりますが、1.の設計条件及び評価判断基準の明確化のうち、基準地震動に基づく入力地震動の策定についての今後の説明の方向性をまとめてございます。

7ページを御覧ください。

第2回申請における地盤モデルは、既認可と同様に、敷地内の断層を境とした三つのエリア（中央、西側、東側地盤）といった、3エリアごとに地盤物性値を平均化したモデルを用いて入力地震動を算定してございます。

今後、平均地盤モデルを用いる上で、こちらに記載している主に二つの観点から、その妥当性について説明してまいります。

また、検討に当たりましては、次のページ、8ページに示しておりますように、近接する建屋をグルーピングした上で説明を実施してまいります。

こちらで一旦説明を終わります。

○田中委員 ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○上出チーム員 規制庁の上出です。

まず、耐震の申請対象設備の分類については、DBで言うと5ページにありますけども、耐震クラス自体は許可の段階でも話を聞いていますから、特段議論するようなものではないと思っています。

一方で、重要なのは、表のB-1の中身。下の主な説明内容にも、まだ精査中ということを書いていますが、基準地震動が変更になったことなどによって、単に評価にとどまったものであったり、あとは、耐震評価が必要になって、設計が変わっているというものがあります。

また、評価にとどまったものの中でも、既認可では実施していなかった洞道の液状化影響評価とか、そういったものをしているという点もありますから、単に耐震重要度という纏まりだけではなくて、更なる纏まりというものを整理する必要があると思っています。

それが、合理的に進められるようにスタートを切る上で重要な点だと認識していますので、整理をしっかりとっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

おっしゃっていただいたとおりだと思っています。

5ページの主な説明内容のところの*に書いてございますが、既設設備の変更点というのは、しっかり明確にした上で、今後の設計の説明の中でも盛り込んでいく必要があると思っていますので、評価の方法ですとか、モデルであったりというところの変更点、または、設備が、例えば追加をされて重量が変わっているとか、そういったことをちゃんと挙げた上で、それと設備との関係を明確にして御説明できるようにさせていただきます。

以上です。

○田中委員 あとは、ありますか。

○岸野チーム員 規制庁の岸野です。

入力地震動に係る地盤モデルについてなんですけれども、今回の申請で用いたモデルとして、いわゆる平均地盤モデルの妥当性について説明するというお話がありましたけれども、これについては、科学的・技術的な見地から説明することが重要であると考えています。

また、本日の説明、資料では7ページにありましたが、今後の主な説明内容というところ

ろに①、②がありますけれども、これを説明することが必要でありまして、また、これは規制庁が要求していることでもあります。

これを説明する際には、平均地盤モデルと直下地盤モデルでは、それなりに差異が生じることが予想されますけれども、この差異について、地盤剛性ですとか、地盤の減衰の与え方、表層地盤の設定の仕方など、それぞれの因子がどの程度影響しているかということについて、影響度合いが分かるような検証をすることが重要だと考えておりますので、対応していただきたいと思っておりますけれども、これについて、事業者の理解はいかがでしょうか。

○日本原燃（松本副本部長） 日本原燃の松本です。

今おっしゃられたように、平均地盤モデルと直下地盤モデル、その差異については、今おっしゃられたような影響、ファクターは、我々も認識しておりますので、表層地盤、地盤の剛性、減衰定数等について、分析して、考察を加えて説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○岸野チーム員 規制庁の岸野です。よろしく申し上げます。

今申し上げたことは、これまで再々説明を要求してきたことでもありますけれども、今のところ、まだほとんど説明がされていないということもあります。

今回、事業者が平均地盤モデルを採用した際には、十分な検討がなされたものと思っておりますので、適切な対応をしていただきたいと思っております。

私からは以上になります。

○田中委員 あとは、ありますか。いいですか。

耐震関係については、本日の指摘等を踏まえ、引き続き必要な対応をしていただきたいと思っております。特に、地盤モデルの検証については丁寧に分析や考察を行い、整理して説明をしてください。

それでは、続きまして、竜巻防護関係について、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

資料1の9ページを御覧ください。

第八条、外部衝撃による損傷防止のうち、竜巻を例に、進捗状況として、ここに示す三つの観点の状況を説明いたします。

特に③の2-1：システム構造設計等の説明では、新設設備、改造設備について、外部衝撃としての竜巻以外の関係する条文を整理した上で、竜巻の観点からの構造説明だけではなく、他の条文の要求からの観点、そういった観点も含めた構造説明も併せて実施してまいります。

次のページからは、竜巻について検討した結果を例に、説明方針を説明してまいります。10ページを御覧ください。

申請対象設備を竜巻の観点で分類した結果を中段の表の青枠の左側に、その詳細を別添3に示してございます。

こちらの表では、各分類ごとに申請対象設備の数量を記載しておりますが、申請対象設備ごとの分類の結果については別添3のほうに詳細を示してございます。

本日は、この分類した結果に従って、1.設計条件及び評価判断基準の説明、表の真ん中の青枠の部分を説明するとともに、緑枠で囲っております2-1：システム設計、構造設計等についても、今後の審査における説明方針を説明してまいります。

11ページを御覧ください。

こちらは「1.設計条件及び評価判断基準」についての説明です。

10ページの表に示した各分類に該当する設備の内訳を、代表的なものを例に最初の一つのダイヤに示してございます。

竜巻の設計方針としましては、第1回設工認申請においてMOX燃料加工施設の建屋を、再処理施設においては冷却塔及び飛来物防護ネットに対して事業変更許可との整合、技術基準規則への適合を踏まえた方針を説明してきております。

こちらの一つのダイヤに示す主な竜巻に関連する申請対象設備につきましては、いずれも第1回設工認申請において説明した設計方針に基づいて設計しておりますので、設計方針として新たに追加した事項はございません。

12ページを御覧ください。

ここからは、「2-1：システム設計、構造設計等」に関する今後の設計方針をまとめております。

竜巻の観点ですと、AやB-2に分類されたもののうち、工事を伴う設備に対して、レ点で示す観点で構造設計等の説明をしてまいります。

説明に当たっては、設計方針、構造等の観点で類型化し、発電炉の実績や第1回設工認での実績を踏まえまして、それらとの差異に着目して説明できるものと、差異だけでは説

明できないもの、こういったところをきちんと整理し、説明してまいります。

今回の説明では、差異に着目して説明できるものの例としまして、飛来物防護ネットを例に、今後の説明方針をまとめましたので、その内容を説明いたします。

13ページを御覧ください。

ここでは、今後の新規設備の説明の考え方をG10の飛来物防護ネットを例として、どのように説明していくのかをまとめてございます。

G10の飛来物防護ネットを設計するに当たっての設計方針は第1回申請のA4Bの飛来物防護ネットと同じであり、構造の基本的な部分は第1回申請のA4Bと同じとなります。

しかし、設置する周辺環境などを踏まえますと、詳細な構造として異なる点が見えてまいります。

これらの異なる点を竜巻に関する設計方針の観点だけではなく、関連する他の条文の設計方針の観点を一緒に整理しまして、A4Bとの差を明確化してまいります。その例が下の表です。

飛来物防護ネットですと、竜巻に対する設計方針のほかに、代表的な条文ですと、10条の閉じ込めですとか、6条の地震の観点でも適合させる必要がございます。10条、6条以外の関連する条文につきましては、別添3のほうにまとめてございます。

飛来物防護ネットのように、第1回申請において、設計の骨格を示した設備に類似する設備、これらにつきましては、関連する条文、その設計方針をきちんと整理しまして、それらの方針に基づき、こういった設計を実施しているのか、これまで説明した設備とどういった違いがあるのかといったところを、構造図などを用いてしっかり説明してまいります。表中の青枠で囲った観点、これを対象に、具体的に構造図などを用いて、こういった説明をしていきたいかといった例を14ページに示してございます。

今後、この14ページに示しております内容も含めまして、しっかり説明してまいります。

15ページを御覧ください。今後の対応方針をまとめてございます。

耐震設計を初めとする主要な条文につきましては、第1回申請と同じ内容、第2回申請として新たに説明すべき内容をきちんと仕分けして説明してまいります。

また、次回審査会合では、本日説明しました内容の続きとしまして、耐震設計の条文であれば、「1.設計条件及び評価判断基準の明確化」として、入力地震動策定に当たっての必要な評価プロセスの詳細を説明いたします。耐震設計以外の主要な条文につきましては、申請対象設備の分類をしっかりと整理した上で、「1.設計条件及び評価判断基準の明確化」

として、第1回申請と同じ内容、追加で説明すべき内容、こういったところを明確にし、説明してまいります。

2-1：構造設計等の説明におきましては、本日の竜巻を例とした説明方針に沿って、条文の特徴を踏まえながら、構造の種類などを考慮し、しっかり説明してまいります。また、主要な条文以外の説明方針につきましては、まず、耐震設計を初めとする主要条文の説明をしっかり軌道に乗せて、これらの説明内容を踏まえて、改めて説明方針を明確化します。

最後に、前回審査会合で指摘のありました申請書の不備に対する対応状況についても、併せて報告いたします。

以上となります。

○田中委員 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうからお願いします。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

まず、竜巻対策についてですが、竜巻対策については、第1回申請のときにおいて、冷却塔であるとかネットであるとかの申請がなされていて、そのときに示された設計条件との基本的な、共通的な考え方に関しては、今回も変更がないということで説明があったと認識いたしました。

他方でですが、第2回申請で申請されたもの、こちらも竜巻防護対策設備等がありますが、第1回申請で確認した防護ネットとは構造が異なっていたり、また、第1回申請において示されている設計方針に本当に沿ったものになっているかといったところについては、今後確認が必要と考えております。

例えば、今日の資料で言いますと、14ページにおいて、今回、具体的内容には踏み込まないということなので、中身の指摘は、あまり細かいところはしませんが、例えば隙間から設計飛来物が侵入するような絵が描かれていたり、それとは別ですが、昨年、現地確認の際に確認した飛来物防護ネットにおいても、飛来物の侵入角度等を考慮してか、ネットが張られていない部分などがあることは確認しておりまして、それらが第1回申請のときに示された設計方針と整合をしているのか、設計として妥当なのかについては、今後必要な説明をしていただく必要があると認識していますが、そういった点については、認識はよろしいでしょうか。

○日本原燃（蛭名部長） 日本原燃の蛭名です。

その点につきましては、記載内容等、事実関係を整理した上で、今後御説明させていただきます。

だきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

本日は具体的内容ではなくて、あくまで方針が示されたという認識ですので、本日も示されたG10のネットを含めて、今後説明があるものと認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○日本原燃（蛭名） 日本原燃の蛭名です。

承知しました。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今、事実確認をした上でと言われましたけど、事実確認は既にしてあって、昨年の会合で確認した上で申請しますと言われていたはずなので、既に確認はされていると認識をしています。

その上で、しっかりとした説明ができる申請書になっていなかったということで、改めて説明を求めているという状況と認識していますので、しっかりと説明いただければということです。

今日説明があったとおり、単純に構造がこう違いますだけでは分からないので、要求事項を踏まえて、それぞれの意味合いの違いがあるから、こういうふうに構造をしていて、各条文、関連する条文、全てにおいて適合しているということを体系的に説明いただくということだと理解をしています。

そのためにも、今日、別添でリストもつけられていますけど、現状の別添ですと、どういう構造のものなのかということところは、あまり分類されていなくて、関連条文だけで、ある程度の体系が整理されているというだけなので、改めて、今後、具体の説明をされる際には、要求機能からこうなっていますというのが、類似のものがどれなのか、違う部分というのがどういう機能によるものなのかということ、しっかりと分かるようにまとめていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

まず、説明の仕方については、おっしゃっていただいたとおり、12ページにも書きましたが、まずは条文に対して要求機能や設計方針が達成できているということをしかりと説明するということが大前提だと思っておりますので、そういうことを踏まえた上で説明をさせていただきます。

あと、分類のほうも、おっしゃっていただいたように、構造の違いに着目をして、我々が説明をするときに、先ほど瀬川も言いました、類型をしてということがちゃんと分かるように、リストのほうも整理をしていきたいと思います。

以上です。

○田中委員 あとは、ありますか。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。

今回合合では、先ほど説明のあった耐震や竜巻以外の条文については、竜巻とかに関しても中身がそこまで示している段階ではない状況ですが、そのほかの条文に関しては、竜巻とかで今日示せたレベルすら説明するための準備が整わなかったというふうに認識しております。

特に、本日説明のなかった条文の中でも、例えば溢水などに関しては、申請から数か月たった現在において、まだ設計の検討がなされているような状況だというふうに認識していますので、申請時点で十分な検討がなされていたのかというところは、疑問がある状況だと考えております。

このような状況だと、審査が順調に進むとは思えない状況ですので、原燃においては、条文間の連携であるとか、設計として検討すべき事項の精査等が不十分であったこととかについては、十分に反省した上で今後の対応をしていただく必要があると認識しておりますが、その点はよろしいでしょうか。

○日本原燃（決得副事業部長） 日本原燃の決得でございます。

おっしゃっていただいたとおり、十分な準備をして申請に臨みたいと言って努力はお示ししましたが、結果として十分な準備ができておらず、スケジュール管理等、多々足りない点があるという認識に立っておりますので、それがきっちりできるように、まず、私自身が明確な指示をできるよう、現状把握をしっかりと、何が問題なのかつかんで、指示をしながら、改善を日々行いながらやっていきたいと思います。

十分準備ができた状態でなく、思いどおり進んでいないという現状は認識しておりますので、改善を図りたいと思います。

以上です。

○田中委員 よろしいですか。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

しっかりと検討し切れていなかったというのは、残念ではあるんですけど、改めて検討

を深めていただいて、説明いただければと思います。

資料の一番最後にも、前回指摘をした申請書の不備についての対応状況というのを説明いただけるということなんですけど、今話のあった、追加検討が必要になったものとかというの、個別に条文対応の説明をされる際に、ある程度、背景といいますか、状況、追加でやっている内容ということも分かるように説明をいただいて、その後の検討がどうなされたのかということが分かるように対応いただければと思います。よろしく申し上げます。

○日本原燃（決得副事業部長） はい、了解いたしました。

○田中委員 あとは、よろしいですか。

○高梨チーム員 規制庁、高梨です。

ただいまの話に関連するところですけども、重大事故等対処設備につきましても、本日は御説明がなかったかと思えます。ですが、一言申し上げます。

重大事故等対処設備につきましては、本日の竜巻の説明の中ですとか、あるいは、今の話の中でもありましたように、条文間の関係ですとか連携といったものが関係するところで、設計基準対象設備との対応関係などについても、含めて御説明をいただく必要があると考えております。

ですので、これらのところは、一体性を持って御説明をいただくよう御対応してください。

また、併せまして、臨界ですとか水素爆発といった各重大事故に係る条文と、それから、36条の重大事故等対処設備の条文といったように、相互に関連するようなものが重大事故等対処設備のところでは多いということ、また、重ねて計装設備ですとか通信設備といった、そういった設備関係のものといったものとも相互に関係しているところが大いにあると思えますので、こういったところも、関連したものについては一体的に説明をしていただくようにしていただきたいと思えます。

その点についてはいかがでしょうか。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

今、御指摘のあったとおり、重大事故等対処設備関連は、設計基準側の評価との連携、あと、重大事故の中でも、重大事故対処設備間の連携というか、関わり合い、こういったところが、これまで第1回で審査いただいた設計基準ではない、非常に煩わしく難しい部分かと思っております。

上手に説明していかなきゃいけないという認識はありながら、なかなか御心配をかけてしまっているところなんですけれども、主要条文と言っている、蒸発乾固以外にも、サポート系の、そういう計装、放監、そういった設備をどう連携させていくと、すごく通りがよく説明できるかといった部分は、社内的には一生懸命頭を悩ませているところですので、また改めて、その方向性を、御相談というか報告させていただければと考えてございます。以上です。

○田中委員 あと、ございますか。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。

本日の説明資料で言うと10ページなどになりますが、今回説明があったように、条文対応として分類ごとの対象設備を整理していただいた上で、その時点において、今回、どこを説明しているのかというのをしっかりと明確にさせていただいた上で、関連する条文とのつながりも整理した上で、考慮すべき事項との関係で、構造設計等を説明していただくことは重要だと考えております。

今回、資料で言うと13ページなどにおいては、飛来物防護ネットについて、第1回申請分との相違点を例に説明があったところになりますが、例えば竜巻において、防護板の構造設計であるとか固縛設備の設計などは、第1回申請でも聞いていないところであったり、そのほかにも確認すべき点は多々あると考えております。

その他の事象や条文も含めて、体系的に一つ一つ説明を積み重ねていっていただく必要があると考えておりますので、その点は十分に認識していただければと思います。

そういった意味で言いますと、申請内容の説明がようやくスタートを切ろうとしている状況だと考えておりますので、そのことを認識した上で、今後、各条文担当においても適切に整理した上で説明をいただく必要があると思いますが、その点は認識、よろしいでしょうか。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

1月の審査会合でも10ページのような表を出させていただいて、それぞれの分類をしっかりと、説明をしていくときには、どこを説明しているのかというのをしっかりと明確にした上で説明させていただく。

また今回、10ページのように、それぞれの条文ごとに、申請対象設備を分類して表示をさせていただいています。これもまた、どこを説明しているのかというのをリンクしながら、説明の立ち位置をしっかりと御説明させていただくということを共通的な方針とし

て、全条文に展開して説明させていただきたいと思います。

以上です。

○田中委員 あと、よろしいですか。

今回は、竜巻防護のうち、飛来物防護ネットを例に構造設計の説明方針が示され、ようやく進め方の整理が進んできたところかと思います。

日本原燃におかれましては、本日の指摘等を踏まえて引き続き必要な対応をしていただきたいと思います。また、全体的なコメントをいたしましたので、日本原燃においても、具体の結果でもって、それを示していただきたいと思います。

全体を通して、規制庁のほうから何かございますか。よろしいですか。

それでは、なければ、これをもちまして、第473回審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。